

別添

市民後見推進事業の概要

市区町名	京極町
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし
	委託先名：
	委託内容：
事業内容	<p>地域において、権利擁護を必要とする高齢者や障がい者が増加し、成年後見制度の利用や市民後見人の育成、及び支援体制の整備が必要とされている現状のなか、小規模町村においては単独での事業実施が困難な状況にあるため、広域(8町村)での市民後見人推進事業の実施等を検討する。</p> <p>【検討会の開催】 (構成メンバー) ・ 関係町村担当課長・関係町村社協事務局長・道社協地区事務所長 ・ 司法書士・弁護士・包括職員(社会福祉士)・老人福祉施設連協 ・ 障害基幹相談支援センター・アドバイザー等</p> <p>(検討内容) ・ 市民後見人推進事業実施等の検討 ・ 後見実施機関及び運営協議会設置の検討</p> <p>【住民説明会の開催】 ・ 成年後見制度住民説明会の開催(町村単位8カ所)</p> <p>【講演会の開催】 ・ 市民後見人推進講演会の開催</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25年4月～26年3月 検討会の開催 ・ 25年5月～7月 住民説明会の開催(町村単位 8カ所) ・ 25年7月 市民後見人推進講演会の開催 ・ 26年3月 後見実施機関及び運営協議会設置の検討
備考	